

障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例（案）

1. 条例制定の背景等

人が社会の中で生活するには、情報取得やコミュニケーション等による意志疎通は欠かせないものとなっています。

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、日常生活を送り、様々な社会・文化活動に参加するためには、障がい特性や場面に応じた多様な情報取得やコミュニケーション手段により、相互の意思や感情を伝え理解し合うことができる共生社会の実現が求められています。

しかしながら、地域社会の実情として障がい者に対して適切な配慮がなされていない面もあり、障がい者等は、生活に必要な情報の取得が困難で、不便が生じる場面や、相互理解を深めるためのコミュニケーションを図ることができず、不要な誤解や不安を招くこともあります。これら社会的な障壁を取り除くことは共生社会の実現に向けて特に重要な課題となっています。

このような中、平成18年の国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、合理的配慮の概念が盛り込まれるとともに、手話が独自の言語として位置付けられました。この条約への署名を機に、障害者基本法の改正など障がい者に対する様々な国内法の整備が進められると同時に、自治体や事業者等による合理的配慮の提供が推進される中で、全国で手話言語条例や情報・コミュニケーション条例の制定が進むなど、障がい特性に応じた情報取得やコミュニケーション支援に関する取組が展開されています。

また、近年コロナ禍を背景に、感染予防の観点からマスクの着用が浸透・定着したことによって、特に口の動きや表情を見ながら、相手の意思を読み取る聴覚障がい者にとって円滑なコミュニケーション実現の新たな障壁となるなど、改めて、障がいのある人にとってその特性に応じた情報取得やコミュニケーション手段の確保や配慮の必要性が課題となっています。

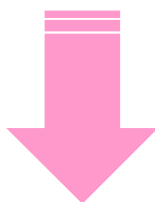
このような現状を踏まえ本市では、障がい者等の情報取得・コミュニケーション環境の向上について第6期障がい福祉計画・第2期障がい児計画の重点課題のひとつとして位置付けており、日常生活や社会参加の様々な場面において、障がい者等の情報取得やコミュニケーション環境を整備するとともに、地域での障がい特性の理解を促進することで共生社会の実現を目指しています。

共生社会の実現に向けて、地域全体で取組むとともに、施策の実効性を確保していく観点から、「障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例」の制定を皮切りに、障がい者等当事者はもとより、地域社会を構成する市民や事業者、行政の連携協力のもと推進していきます。

2. 条例の構成（概要）

目的（第1条関係）

➤ この条例は、障がい者がその特性に応じ容易に情報を取得できるとともに、多様なコミュニケーション手段の選択及び利用の機会が確保される環境を向上させるため、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。



定義（第2条関係）

➤ 障がい者（身体・知的・精神その他心身機能障がい者）
➤ 市民（市内在住・在勤・在学者）
➤ 事業者（市内で事業活動を行う個人・法人・団体）

基本理念（第3条関係）

➤ 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。
➤ 合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、相互にとって必要であるとの理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に行わなければならない。



市の責務（第4条関係）

➤ 基本理念に基づき、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策を実施する。

市民の役割（第5条関係）

➤ 基本理念に対する理解を深め、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策に協力するよう努める。

事業者の役割（第6条関係）

➤ 基本理念に対する理解を深め、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策に協力するよう努める。
➤ 障がい者の情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用機会を確保するために必要かつ合理的な配慮を行うよう努める。



施策の推進（第7条関係・第8条関係・第9条関係）

➤ 障がい特性の理解促進及び地域における合理的配慮の提供の促進
➤ 多様な情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用機会の確保
➤ 災害時及び避難所における障がい者の情報取得及びコミュニケーション支援の充実



財政上の措置（第10条関係）

➤ 市は、情報取得及びコミュニケーション環境向上に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる

3. 障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例（案）

〔条例本文〕

障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例（案）

（前文）

障がいには様々な特性があり、話した内容を要約し文字で表示する手段や文字を音声で読み上げる手段など、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段がある。障がい者が安心して暮らすことができるようにするためには、障がい者が自由に情報の取得やコミュニケーションを図るための手段を選択することができる環境を整えることが重要である。

また、手話は、音声言語ではなく、手や指、体の動き、顔の表情を組み合わせ、視覚的に表現される独自の文法体系を持つ言語であり、特にろう者にとっては、文化を創造し、生きるために不可欠なものとして大切に受け継がれてきた言語である。

かつては、手話を習得し、使用することが制限されていた時代があった。近年では、障がい者の権利に関する条約や障害者基本法の改正により手話その他の形態の非音声言語が独自の言語として位置付けられたが、手話が言語であることの普及をはじめとしたより一層の理解の促進が必要である。

笠間市は、障がい者の様々な特性に応じた、情報の取得及びコミュニケーションを図る環境を向上させることで、障がい者が住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指していく。

（目的）

第1条 この条例は、障がい者がその特性に応じ容易に情報を取得できるとともに、多様なコミュニケーション手段の選択及び利用の機会が確保される環境を向上させるため、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁(障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。)により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 営利又は非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

2 合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、相互にとって必要であるとの理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者の情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用機会を確保するために必要かつ合理的な配慮を行うよう努めなければならない。

(障がい特性の理解促進及び地域における合理的配慮の提供の促進)

第7条 市は、障がい特性の理解促進及び地域における合理的配慮の提供の促進のため、事業者その他関係機関と協力して、必要な措置を講ずるものとする。

(多様な情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用機会の確保)

第8条 市は、多様な情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用機会の確保をするため、事業者その他関係機関と協力して、必要な措置を講ずるものとする。

(災害時及び避難所における障がい者の情報取得・コミュニケーション支援の充実)

第9条 市は、災害その他非常の事態が発生した場合に備え、関係機関と連携し、障がい者が情報を取得するための必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

付則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

4. 障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例（案）解説

（前文）

障がいには様々な特性があり、話した内容を要約し文字で表示する手段や文字を音声で読み上げる手段など、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段がある。障がい者が安心して暮らすことができるようにするためには、障がい者が自由に情報の取得やコミュニケーションを図るための手段を選択することができる環境を整えることが重要である。

また、手話は、音声言語ではなく、手や指、体の動き、顔の表情を組み合わせ、視覚的に表現される独自の文法体系を持つ言語であり、特にろう者にとっては、文化を創造し、生きるために不可欠なものとして大切に受け継がれてきた言語である。

かつては、手話を習得し、使用することが制限されていた時代があった。近年では、障がい者の権利に関する条約や障害者基本法の改正により手話その他の形態の非音声言語が独自の言語として位置付けられたが、手話が言語であることの普及をはじめとしたより一層の理解の促進が必要である。

笠間市は、障がい者の様々な特性に応じた、情報の取得及びコミュニケーションを図る環境を向上させることで、障がい者が住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指していく。

【解説】

対象としている障がい者はいわゆる障害者手帳の所持者に限りません。そのため、特定のコミュニケーション手段のみでは情報の取得及びコミュニケーションを図ることができないため、障がいの特性に応じた多様な手段が必要となります。

また、手話その他の形態の非音声言語においては市民に深く理解されているとは言えない現状があり、障がい者にとって不便や不安を感じる障壁となっています。

上記における手段の確保と障壁を取り除くためには、情報の取得及びコミュニケーションを図る環境を向上させる取組みが必要です。この取組みにより、障がい者が住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる共生社会を実現することができます。

※多様なコミュニケーション手段とは

手話言語、音声言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、拡大文字、代筆、代読、触手話、指文字、平易な言葉(わかりやすい言葉)、その他情報取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるもの(絵図、記号、写真、イラスト、コミュニケーションボード、日常生活用具の情報・意思疎通支援用具、遠隔手話等)

※手話その他の形態の非音声言語とは

手話及び、身振り等声に出さず表現されるもの。

(目的)

第1条 この条例は、障がい者がその特性に応じ容易に情報を取得できるとともに、多様なコミュニケーション手段の選択及び利用の機会が確保される環境を向上させるため、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

【解説】

障害者基本法の趣旨を踏まえ、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図るため、目的を定めます。

また、基本理念に基づき市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、障がいの有無に関わらず相互に理解し、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁(障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 営利又は非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

【解説】

・第2条第1項第1号の「障がい者」及び「社会的障壁」については、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項第1号並びに第2号に規定される「障害者」並びに「社会的障壁」を指しています。

・第2条第1項第2号の「市民」とは、条文に規定されるとおり、市内に住所を有する者、市内に通勤、通学する者を指しています。

・第2条第1項第3号の「事業者」とは、条文に規定されるとおり、営利又は非営利の別にか

かわらず、市内において事業活動を行う個人、法人、団体を指しています。

(基本理念)

第3条 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

2 合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、相互にとって必要であるとの理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に行わなければならない。

【解説】

障がい者は地域社会の一員として個人の尊厳が重視され、自分らしく暮らす権利が保障される必要があります。そのため、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合わなければなりません。

また、情報の取得及びコミュニケーションを図る環境を向上させるためには、地域社会における理解と合理的配慮の提供が必要なため、基本理念を定めます。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策を実施するものとする。

【解説】

情報の取得及びコミュニケーション環境の向上に向けた施策を既存事業に加え、当事者等にとって必要な事業を検討・実施していきます。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

障がい者が住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要なため規定します。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者の情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用機会を確保するために必要かつ合理的な配慮を行うよう努めなければならない。

【解説】

障がい者が住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らしていくためには、事業者の理解と協力が必要なため規定します。

(障がい特性の理解促進及び地域における合理的配慮の提供の促進)

第7条 市は、障がい特性の理解促進及び地域における合理的配慮の提供の促進のため、事業者その他関係機関と協力して、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合わなければなりません。その障がいの特性に応じた多様な情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用機会の確保のため、様々な障害特性の理解促進を図るとともに、必要に応じた合理的配慮の提供を促進します。ここでいう、その他関係機関とは、障がい者等の支援者となる保健・医療・福祉・教育等の行政機関や、障がい福祉事業所、障がい福祉に関する地域協議会等を指しています。

(多様な情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用機会の確保)

第8条 市は、多様な情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用機会の確保をするため、事業者その他関係機関と協力して、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

障がい者は、情報取得及びコミュニケーションを図る場面において、社会的障壁を感じている。この社会的障壁を取り除く取組みとして、障がいの様々な特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用機会が確保されるよう、環境を整えていく施策を実施します。ここでいう、その他関係機関とは、障がい者等の支援者となる保健・医療・福祉・教育等の行政機関や、障がい福祉事業所、障がい福祉に関する地域協議会等を指しています。

(災害時及び避難所における障がい者の情報取得・コミュニケーション支援の充実)

第9条 市は、災害その他非常の事態が発生した場合に備え、関係機関と連携し、障がい者が情報を取得するための必要な体制を整備するものとする。

【解説】

災害その他非常の事態に対して、情報取得及びコミュニケーションを図ることが困難な障がい者は大きな不安を抱えています。そのため、これまでの既存事業と併せ関係機関と連携し、障がい者が情報を取得するための支援体制を整えます。

(財政上の措置)

第10条 市は、障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説】

この条例に基づく施策を計画的に、かつ確実に進めていくために必要な財政措置について定めたものです。市の財政状況や施策の必要性を鑑みながら、予算の範囲内で措置します。